

松戸市公の施設(松戸市稔台市民センター)の指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年条例第24号)第5条第1項の規定に基づき、松戸市稔台市民センターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1. 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、所在地

松戸市稔台7丁目1番地の5

松戸市稔台市民センター

2. 指定管理者となる団体

千葉県松戸市稔台7丁目1番地の5
稔台連合町会

3. 指定管理の期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日まで(2年間)

4. 選定理由

選考委員会における評価が総合的に良好であったため

5. 選定審査手順

応募書類受付

平成25年9月 6日(金)

公の施設の指定管理者候補者選定委員会

全4回(平成25年10月11日(金)、10月18日(金)、10月28日(月)、10月30日(水))

指定管理者候補者選定結果通知

平成25年10月30日(水)(選考委員会 → 市民自治課)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成25年12月3日(火)

松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成25年12月19日(木)

指定管理者の告示

平成25年12月27日(金)

指定管理者への指定の通知

平成25年12月27日(金)